

秘

1. 県ドリームハイツ住宅管理組合 事務処理要領（内規）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この事務処理要領（内規）は、規約及び細則に網羅できない項目についての取り決めを、事務処理要領（内規）として定め、管理組合業務及び事務局内での実務において円滑な運営をするために設ける。一つは対応する人（前任者の申し送り等）により差異が起きないようにすること。また、本事務処理要領（内規）は理事長・副理事長・会計理事が管理する。各規約・細則等への盛り込みは、必要に応じて理事会へ提案し、規約及び細則に移行する。

第2章 理事・役員・各種委員会等の報酬

（理事・役員・各種委員会等の報酬）

第2条 理事報酬とは理事及び各種委員会並びに各役員に対する組合活動に対する報酬について取り決める。

会議名	役員				議長	書記	議事録作成
	理事	監事	参与	各種特別委員会			
理事会	3,000	3,000	3,000				
三役会	3,000						
三役部長会	3,000						
総会	3,000				3,000	3,000	20,000
自治会定期協議会	3,000						
市ハイツ定期協議会	3,000						
各種特別委員会	3,000			3,000			
選挙管理委員				注参照			

注、選挙管理委員 3役 5,000/改選数 委員 3,000/改選数

費目区分

理事報酬扱い	
委員会報酬扱い	
会議費扱い	

（理事・役員・各種委員・職員等の一般旅費）

第3条 管理組合が必要とする国内出張のための取り決めについて定めるところにより支給する。

2 精算手続

対象者が管理組合の指示に基き出張をし、一般旅費の支給を受けようとするときは所定の精算用紙により速やかに管理組合へ精算手続きをしなければならない。

3 日帰り出張手当

交通費、食事代は一般旅費表により支給する。

一般旅費表（交通費・出張手当）

区分	交通費	日帰り出張			備考
		A	B	C	
		10時間以上	8時間以上	3時間以上	
理事・監事 各種委員・職員	普通車 実費	4,000	3,000	2,000	

4 宿泊出張費 追加 H18.11.8

宿泊出張の必要が発生したときはその都度、理事会もしくは理事長の承認を得るものとする。

理事・役員・各種委員・職員の宿泊費は実費とし 15,000 円（朝・夕食含む）を限度とする。
手当は、3,000 円/日とする。

*区分 ABC は出張の所要時間を基準として算出する。

*食事代は 1,000 円とする。（役員・職員）摘要

*この内規は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。